

施策(網掛け)及び取組・事業	H30 担当部署	R元 担当部署	事業の内容	事業実施状況	H30評価・検証結果			備考
					課題、評価事項(成果)	方向性、見直し提案等	子ども・子育て会議意見	
4-1.幼児期の学校教育・保育の一体的提供の推進								
幼児期の学校教育・保育の一体的提供の推進	子ども課	子ども課 (保幼)	本市では、現在、「認定こども園」の設置はありません。1号ニーズに対応できる「幼稚園」は市内に2施設(公・私立各1園)ありますが、市内全域を対象とした募集に対して、定員を大幅に下回っています。 ニーズ調査結果から、幼稚園のほか、少数ながら認定こども園の利用希望もあり、保護者の幼児教育への関心が伺えます。 まずは、既存の施設の有効利用を図ることを第一とし、居住地から近い施設でもニーズを満たすことができるように、既存施設からの認定こども園への移行について検討を始めます。	H30 平成28年度に開設した幼保連携型認定こども園「すもんこども園」で学校教育・保育の一体的提供を行っています。	市内初の認定こども園「すもんこども園」で、地域の未満児保育ニーズや幼児教育ニーズに対応しています。 その他の園の認定こども園への移行については、検討は進んでいません。	1号ニーズに対応できるよう、民営化、統合の議論とあわせて中で、保育園の認定こども園への移行の検討を進める必要があります。		P71
4-2.質の高い幼児期の学校教育・保育の提供及び地域の子育て支援の役割及びその推進方針								
質の高い幼児期の学校教育・保育の提供及び地域の子育て支援の役割及びその推進方針	子ども課	子ども課 (保幼)	子どもの健やかな育ちを等しく保障し、本計画の基本的な視点である「子ども、家庭、地域の力」を育て、子どもたちの生涯にわたる人格形成の基礎を培うため、幼児期における教育・保育の「環境」及び「質」の向上を図ります。 そのために、幼稚園教諭、保育士等の人材確保、教職員の資質向上のための研修の実施、職員の処遇改善を図ります。 また、既存施設の有効利用など適正な施設規模の確保、地域型保育事業導入の推進を図るとともに、財政健全化の観点から、公立保育園の民営化を含めた施設整備について検討を始めます。 地域の子育て支援では、「放課後児童クラブ」、「一時預かり」などの事業の充実を図るほか、保護者や地域の子育ての力が高まるよう、地域性や園の特色を生かした活動、地域交流を通じて、子育ての視点に立った親支援、地域での子育て支援の推進を図ります。	H30 ■教育・保育の質の向上及び職員の資質向上のための研修 新潟県保育士会や新潟県保育連盟が実施する研修会に保育士を派遣し、職員の資質向上、保育・教育の質の向上に取り組みました。 ■公立保育園民営化の取組 魚沼市公立保育園民営化計画検討委員会において、公立保育園民営化に係る基本的な考え方について議論を行いました。 ■放課後児童クラブの充実 広神西小学校から1.5km離れた場所にあった広神西よつばクラブについて、平成30年8月に小学校内に移転しました。 ■一時預かりの充実 全ての保育園で一時預かりを実施しています。 平成27年から1時間単位で利用できる料金設定を行い、利便性の向上を図っています。 ■親支援、子育て支援の推進 子育て支援センターにおいて、親支援のための各種事業実施しているほか、保育園幼稚園等を含め、随時子育て相談に応じています。	保育士等は、研修で得た知識や技能等を保育の現場で生かすよう努めました。 放課後児童クラブについては、待機児童なく受入を行うことが出来ました。また、広神西よつばクラブが広神西小学校内に移転したことにより、下校時の安全確保と余裕教室の改修により生活環境改善を図ることができました。	■教育・保育の質の向上及び職員の資質向上のための研修 今後も教育・保育の環境や質の向上を目指します。また、保育士等の資質向上を目指し、研修に派遣します。 ■公立保育園民営化の取組 公立保育園民営化に係る基本的な考え方をまとめていきます。 ■放課後児童クラブの充実 引き続き児童の生活環境の改善、向上を目指します。 ■一時預かりの充実 引き続き、保育園等で一時預かりを行います。 ■親支援、子育て支援の推進 引き続き、子育て支援センターや保育園等で親支援、子育て相談等に対応します。		P71
4-3.幼児期の学校教育・保育と小学校教育との円滑な接続(幼保小連携)の取組の推進								
幼児期の学校教育・保育と小学校教育との円滑な接続(幼保小連携)の取組の推進	学校教育課 子ども課	学校教育課 子ども課 (保幼) (支援C)	「幼保小連絡会議」に放課後児童クラブを加え、小1問題だけでなく各年齢で生じる様々な問題等に対し、一貫した指導が行えるよう、情報交換などによる課題を共有するほか、継続して職員及び関係者の共通理解を図ります。 職員の相互理解を深めるため、保育参観、授業参観への積極的な参加や一貫した教育のための合同研修などによる交流の場を設けるなど、連携に努めます。 また、幼児期の学校教育・保育と小学校教育との円滑な接続のために、行事への相互参加など、異年齢交流を推進します。	H30 ・保育園・幼稚園・小学校においては連絡会議を年2回程度実施しています。 また、各種行事への相互参加により連携に取り組んでいます。 子育て支援センター主催の年中時発達相談、ステップアップ教室へ参加し、園や保護者の教育的ニーズに対応しています。 特別支援教育研修会に学校だけではなく、保育園にも案内をし、学校教諭と保育士と一緒に学べる機会を提供しています。	・連絡調整会議において子どもの様子を把握することで幼児期から就学期へ切れ目のない支援を行えるよう取り組んでいます。また放課後児童クラブにおいては参集されていない地区もあります。 ・各種行事では職員は子どもの様子を把握する機会となり、児童は異年齢交流によりお互いの成長により刺激となっています。 ・卒園後の学校生活を見通し、集団参加やコミュニケーション等、適切な支援を検討することができました。	・連絡会議の時期や回数を含め、個別ニーズがより接続しやすくなるような幼保小間の連携体制の調整を行う。すべての放課後児童クラブが参加できるよう検討します。 ・職員・児童のほかに就学前の保護者が学校の様子がわかるような取組を検討します。 ・療育の情報を学校教育につながる情報伝達のシステム構築に向け、学校教育課と子ども課が共同で検討します。		P72

施策(網掛け)及び取組・事業	H30 担当部署	R元 担当部署	事業の内容	事業実施状況	H30評価・検証結果			備考
					課題、評価事項(成果)	方向性、見直し提案等	子ども・子育て会議意見	
5.産後の休業及び育児休業後における特定教育・保育施設等の円滑な利用の確保								
子ども・子育てに関する広報・周知	子ども課	子ども課	市報・お知らせ版、市ホームページ、魚沼市情報メール配信サービス、暮らしのガイド、子育て便利帳を利用した周知活動を行う。	H30	毎月市報、ホームページ、メルマガ配信を利用し、保育園や幼稚園、こども園の開放事業、子育て支援センター事業の周知活動を実施(私立を含む7保育園、1幼稚園、1こども園、子育て支援センター)	メルマガは利用者がカテゴリを選択し登録しているため、より関心のあるカテゴリは登録者が増加しています。	事業周知等の情報提供を継続実施します。	
子ども・子育てに関する相談受付	子ども課 市民生活室 健康増進室	子ども課 (保幼) (母子) (支援C) 市民課 (市民相談係)	市民相談センター、民生委員・児童委員、保育園・幼稚園、子育て支援センター、保健師を活用して、妊娠、出産、育児、生活にかかる不安を取り除き、解消する。	H30	保育園等では日々の保育や園開放事業で気軽に相談に応じる体制を作っています。 子育て支援センターでは日々の広場開放や電話で相談に応じるほか、毎週月曜の計測日に看護師による相談、第2、第3月曜日は栄養相談を実施。 市民相談センターでは、担当部署へ取次ぎのほか、傾聴に心がけ相談対応を行いました。 乳幼児健診等を通じて、保護者の心配事や子育て環境等の把握に努め、不安軽減や孤立化予防を行っています。	毎週月曜の計測日、月2回の栄養相談、健康相談のときの来場者数が多いが、栄養相談は、ゆっくり相談できると好評です。 市民相談センターでは、市民に対し、諸制度の仕組みや手続きの方法等の助言を行い、必要に応じて相談後のフォローも行いました。 個別の状況に応じて子育て支援サービスの紹介や関係機関への連絡調整を行い、孤立感解消を図ることが重要です。	このまま継続します。	P73
6-1.児童虐待防止対策の充実								
子どもからの相談体制確立	子ども課 (子育て支援センター)	子ども課 (支援C)	子どもスマイルコールを設置して、子ども達から直接「いじめ・虐待等」の相談を受ける。	H30	継続して子どもスマイルコールを設置しています。	子どもから発信ができるような周知方法を検討する必要があります。	学校等を通しての周知を図ります。	
「子どもスマイルコール」カード配布	子ども課 (子育て支援センター)	子ども課 (支援C)	「いじめ・虐待等」の相談のための連絡先等周知カードを広く配付する。	H30	子ども課窓口等への設置を行うとともに、虐待かもと思ったら、全国共通ダイヤル「189」カード配布、ポスター掲示を庁舎、公民館、保育園、学校などで実施しました。	24時間対応の児童相談所全国共通ダイヤル「189(いちばやく)」の市民への周知を進めていく必要があります。	様々な媒体を通じて周知を継続実施します。	
こんにちは赤ちゃん訪問(乳児家庭全戸訪問事業)	健康増進室	子ども課 (母子)	生まれてから4か月までの乳児の家庭に訪問して、育児不安等について様子を伺う。(H21年から全戸訪問実施)	H30	対象家庭全てを訪問し、養育環境や子育ての様子を確認することができました。また、産後の継続支援が必要な保護者に対しては保健師が訪問を実施しました。	従事者の研修では、要対協にも参加してもらい実施しました。気になるケースは継続した支援を実施しました。	情報交換や研修会で産後うつ病や虐待防止の視点を養ってスキルアップしていきます。	
要保護児童対策地域協議会	子ども課 (子育て支援センター)	子ども課 (支援C)	虐待相談、ケース検討、問題を抱える家庭への効果的な支援など、関係機関との連携による要保護児童ネットワークを活用して問題解決を図る。	H30	協議会代表者会議1回、実務担当者会議4回、個別支援ケース会議を27回開催し、情報共有と効果的な支援や個別のケース検討を行いました。	精神疾患を持つ保護者や、特定妊婦の増加、不登校・ひきこもり、等ケースが多様化しており対応が難しくなっています。	児童相談所をはじめとする関係機関と連携し、継続して取り組みを実施していきます。妊娠から切れ目のない支援を目指し、子育て世代包括支援センターの開設に向け、検討を進めます。	
要保護児童関係機関との協働	子ども課 (子育て支援センター)	子ども課 (支援C)	要保護児童対策地域協議会の個別ケース支援会議など、関係機関と協働して被虐待児家庭への支援を行う。	H30	児童相談所、市保健師、学校、保育園、幼稚園などとともに被虐待児家庭への支援を行いました。必要に応じて関係機関と情報共有を図るほか、一緒に訪問等を実施しました。	個別ケース支援会議等で情報を共有し、それぞれの支援へとつなげています。	継続して連携を図ります。	
養育支援訪問事業	健康増進室	子ども課 (母子)	養育支援が必要な家庭に対して、訪問による支援を行う。	H30	妊娠届出時から気になる妊婦は、特定妊婦として関係機関と連携して対応。出産後は、要対協と同行訪問を実施しました。	早期に介入でき、支援が必要な家庭に関しては、関係機関と連携し、支援を実施します。	家事支援を含めた子育て支援が必要となる場合もあり、対応できるような体制も検討します。	P74
6-2.ひとり親家庭の自立支援の推進								
児童扶養手当	子ども課	子ども課 (児福)	18歳以下のお子さん(障害のあるおさんは20歳未満)を養育しているひとり親家庭の父または母や、母または父に代わって児童を養育している方に支給します。(所得制限有)	H30	新規申請・転入者数 46人(H31.3月末) 資格喪失・転出者数 16人(H31.3月末) 認定者数 331人(H31.3月末) 受給者数 273人(H31.3月末)	127,910,180円の手当を支給し、ひとり親家庭等への経済支援に繋がりました。	市報、ホームページ等を活用し、制度の周知及び案内を継続して行います。	
ひとり親医療費助成	子ども課	子ども課 (児福)	ひとり親家庭に対する医療費助成(所得制限有)。内容は乳児・子ども医療費助成と同じ。	H30	受給者大人319人、子ども471人、計790人(H31.3月末)	ひとり親家庭の父、母、又は養育者及び児童の医療費に対し助成し、ひとり親家庭の経済的負担軽減を図りました。	引き続き児童扶養手当との連携により、制度の周知に努め、対象漏れのないようにします。	P75
ひとり親に対する放課後児童クラブ負担金の軽減	子ども課	子ども課 (保幼)	ひとり親家庭の負担金を1/2に軽減する。	H30	放課後児童クラブを利用するひとり親家庭の負担金を1/2に減額しています。 平成30年度における対象世帯数は39世帯で、対象児童数は44人です。	ひとり親家庭の負担軽減を図ることが出来ました。	今後もひとり親世帯に対する負担額の軽減を継続し、ひとり親世帯の子育てを支援します。	
保育料の軽減	子ども課	子ども課 (保幼)	母子世帯で、非課税世帯等の場合	H30	ひとり親世帯で非課税の場合、保育料は無料。 市民税所得割額48,600円未満の世帯は保育料が1,000円の減額のうち半額、77,101円未満の世帯は、2号認定で6,000円、3号認定で9,000円に軽減しました。また、2子以降は保育料無料としました。	ひとり親家庭の負担軽減を図ることが出来ました。	今後もひとり親世帯に対する負担額の軽減を継続し、ひとり親世帯の子育てを支援します。	P75
6-3.障害児施策の充実								

施策(網掛け)及び取組・事業	H30 担当部署	R元 担当部署	事業の内容	事業実施状況		H30評価・検証結果			備考
						課題、評価事項(成果)	方向性、見直し提案等	子ども・子育て会議意見	
つくしプレイ教室	子ども課	子ども課 (支援C)	発達に課題のある就園前児童の療育教室	H30	未就園児とその保護者を対象に、水曜クラス4 6回、木曜クラス13回、延べ利用人数322人	親子での小集団参加を通して 成長を促すとともに、必要に応じ 療育相談へつながりました。	3歳未満児での入園が増えたた め、入園後も通室可とし、園との 情報共有や巡回訪問により継続 した支援体制作りをします。		
ステップアップ教室	子ども課	子ども課 (支援C)	発達に課題のある就学前児童の療育教室	H30	未就学児とその保護者を対象に延べ48回開催 しました。3クラスに分けて対象児延べ291人	保護者支援としてペアレント・ト レーニングを実施し、保護者の 意識が向上しました。今後も継 続するための人材、体制作りが 課題です。	今後もペアレントトレーニングや 情報提供、個別相談などで保護 者支援し、発達に課題のある児 への支援につなげます。		
教育相談	学校教育課	学校教育課	障害の状態等に応じて適切な教育を行うための就学相 談を行う。	H30	・学校教育課特別支援教育担当指導主事が中心 となり、就学相談会の開催や園訪問、個別面談 等を行い、保護者及び職員の教育相談に対応し ています。 ・教育支援委員会を開催し、就学相談を希望した 幼児の情報を収集するとともに、望ましい就学先 の検討、審議を行っています。	教育支援委員会では、就学相 談を希望した幼児19名の検討、 審議を行いました。委員会の判 断を参考に、本人、保護者の意 向を尊重して就学先を決定しま した。	子育て支援センターや各園の 発達支援コーディネーターとの連 携を深め、保護者との継続的な 相談を通して、望ましい就学先 の検討を進める方向を検討しま す。	P76	
支援ファイルの活用	厚生室	福祉支援課	教育、医療、福祉、労働等の関係機関と連携による相談 支援を継続的に実施するための「相談支援ファイル」を作 成、活用	H30	○H30年度中交付人数 6人 (内訳) うおぬま相談支援センター経由 2人 子育て支援センター経由 2人 福祉課厚生室経由 2人	保護者や市の保健師、保育士 だけでなく、相談支援専門員へ の周知が必要であり、活用方法 について検討が必要です。	所管が福祉支援課で適切なの かを含め、療育支援部会におい て、見直しを実施します。		
保育園障害児受入れ	子ども課	子ども課 (保幼)	職員の研修機会をつくり、障害・発達障害児の受入れを 行う。	H30	県保育士会や保育連盟等での研修会に参加す るほか、園内でも支援方法について定期的に研 修を実施しています。	児童の特性を理解し安心でき る環境や居場所づくりに配慮し た保育に取り組んでいます。 支援の必要な児童には加配の 保育職員をあてて対応しました。	保護者の気持ちに寄り添いな がら児童の特性にあった支援が できるよう研修を継続します。		
放課後児童クラブ障害児受 入れ	子ども課	子ども課 (保幼)	職員の研修機会をつくり、小学生の障害・発達障害児の 受入れを行う。	H30	・支援員で企画した研修会で障害を持つ児童の 特徴や接し方を学ぶテーマで学習しました。 ・作業療法士を講師とした研修(南魚沼市)に職 員11名を派遣しました。 ・支援員のスキルアップのため、家庭教育支援者 要請研修会、発達支援コーディネーター養成研修 会に参加しました。	各児童クラブにおいて、職員研 修による専門知識の習得や職員 の加配対応等により様々な障害 を持つ児童を受け入れていま す。	引き続き支援員の研修機会を 確保し、加配職員の配置も含 め、どの児童クラブにおいても障 害児や発達障害児をスムーズに 受け入れることができるよう体制 を整えます。		
保育園等巡回訪問事業	子ども課	子ども課 (支援C)	保育園・幼稚園、子ども園に支援チームが訪問し、発達 に不安のある児童とその保護者からの相談に応じ、園生 生活を安心して送られるよう支援する。	H30	保育園、幼稚園を年2回訪問し、支援を担当す る保育士に対して、対応に対する助言や支援方 針の検討を行いました。11園、対象児34人、延 べ68人	専門職によるコンサルテーショ ンを行ない、支援につながりま した。外部機関の専門職の従事回 数が限られていることが課題で す。	子育て世代包括支援センター設 置に向けて、母子保健との連携 強化を強めます。		
相談支援事業	厚生室	福祉支援課	「うおぬま相談支援センター」に委託し、身体、知的、精 神、発達障害等を対象に様々な相談に対応するとともに、 関係機関との連絡調整を図る。	H30	○障害児の相談及び福祉サービス利用にかかる 支援を実施 ○魚沼市自立支援協議会の療育支援部会にて、 関係機関の役割と機能を再確認した。併せて事 例検討を行い、就学前の期間について、支援体 制の見直しを実施した。	関係機関が集まり、各機関の 事業内容を再確認することがで きました。引き続き、義務教育の 期間について、療育支援体制の 見直しを行います。	○児童発達支援センター 魚沼圏域内の各市町が単独 での設置は難しい状況である。 魚沼圏域での設置について、圏 域の自立支援協議会へ要望し た。		
日中一時支援事業	厚生室	福祉支援課	障害のある方に日中活動の場を提供し、家族の就労支 援及び日常的に介護している家族の休息を目的とした一 時的な見守りを行う。	H30	○H31年3月末支給決定者数の実績 60人(うち児童26人) ○H30年度実利用者数の実績 46人(うち児童19人)	・かけはしがH29.10から、放課後 等デイサービスへ移行したこと により、利用者数が減少傾向に あります。 ・魚沼学園がH28に試験的に 行った夏休み期間中の「送迎 サービス」は、H30も実施見送り となりました。	・魚沼学園の送迎実施の可能性 模索		

施策(網掛け)及び取組・事業	H30 担当部署	R元 担当部署	事業の内容	事業実施状況	H30評価・検証結果			備考
					課題、評価事項(成果)	方向性、見直し提案等	子ども・子育て会議意見	
発達障害への意識啓発	厚生室 子ども課	福祉支援課 子ども課 (支援C)	一般の保護者に対し、発達障害教育やセミナーの開催をとおして理解を深めてもらう。	H30 ■厚生室実施なし ■子育て支援センター ペアレントプログラム講座(6回コース、参加者7人、延べ38人)を2歳～年長児の保護者を対象に実施しました。	自立支援医療(精神通院)受給者のうち、診断書にて発達障害の方の把握を行っています。(H30.2現在で53名、ほとんどが18歳以上) 参加者にとって、子育ての負担感の軽減につながりました。情報交換や仲間作りの場にもなりました。	発達障害に限定しての事業の予定はありませんが、障害者への理解を深めるための普及啓発は必要と考えます。 発達支援コーディネーター研修と園との協力体制によりペアレントプログラムを継続する他、発達障害理解普及のための保護者向けセミナーを計画していきます。		P76
重度心身障害者医療費助成	厚生室	福祉支援課	重度心身障害者の入院・通院に対し、保険診療による自己負担のうち、一部負担金を超える額を助成する。	H30 H31.3月末現在 18歳以下24人(うち、15歳以下20人)	法定の事務です。 制度に基づき、適正な事務執行を行います。	引き続き、当事者への周知を行います。		
年中児発達相談	子ども課 (子育て支援センター)	子ども課 (支援C)	年中児の(保護者の)希望者に対して、発達相談を受ける。	H30 母子保健、就学指導、療育支援、保育園・幼稚園等関係者が連携して、発達相談を行ないました。30人	発達に課題があっても相談や受診につながらないケースもあります。	支援者対象の研修や保護者向け案内の工夫により、相談や支援につながるよう努めます。		
小児慢性特定疾患児日常生活用具給付事業	健康増進室	子ども課 (母子)	小児慢性特定疾患治療研究事業の対象者に日常生活用具を給付し、日常生活の便宜を図る。	H30 実施実績なし	なし	申請があった場合には遅滞なく給付します。		
障害児福祉手当	厚生室	福祉支援課	常時介護を要する在宅の20歳未満の最重度の障害児に支給し、福祉の増進を図る。	H30 H31.3月末現在 10人	法定の事務です。 制度に基づき、適正な事務執行を行います。	引き続き、当事者への周知を行います。		
特別児童扶養手当	厚生室	福祉支援課	一定の障害を有する児童を育てている方に手当を支給し、福祉の増進を図る。	H30 H31.3月末現在 58人	法定の事務です。 制度に基づき、適正な事務執行を行います。	引き続き、当事者への周知を行います。		P76
7.労働者の職業生活と家庭生活との両立が図られるようにするために必要な雇用環境の整備に関する施策との連携								
職場における子育て意識啓発	商工振興室	商工観光課	・雇用主に対する子育て意識の啓発と支援策の提案等 ・仕事と生活の調和の実現に積極的に取り組む企業に対する認定制度・認定マーク(くるみん)及び特例認定マーク(プラチナくるみん(仮称))の周知 ・雇用保険の被保険者の方の育児休業中の収入として、育児休業給付金受給があることの周知	H30 新入社員及び入社後2～3年の若手社員を対象に、中小企業の人材育成やワークライフバランスに関するセミナーを実施しました。 【新入社員等合同研修会】 参加企業数16社 第1回 日 時:4月6日 会 場:ボランティアセンター 参加者数:33人 第2回 日 時:4月25日 場 所:ボランティアセンター 参加者数:26人	従業員研修に積極的な企業と余裕がない企業との間で取組に対する温度差があります。	これまでの取組を継続しつつ、会社訪問等の折に企業の状況を把握するとともに、状況に応じた支援制度等の案内を進めることとします。		P77